

佐世保市後援申請（文化芸術事業）の手順を説明します。

## 申請（事業開催1か月前まで）

※ポスターやチラシ等に名義を入れる場合は、後援承諾後に印刷していただくこととなりますので、  
余裕をもって申請してください。

【1】 後援願(様式1)を記入の上、下記添付書類とともにご提出ください。（押印は不要です）

添付書類

- ①事業計画書（事業内容が確認できる書類）
- ②収支予算書
- ③団体規約国・地方公共団体等、報道機関その他公共性のある
- ④団体役員名簿事業活動を行う法人、佐世保文化協会及び佐世保市
- ⑤団体活動状況登録文化団体については、省略しても構いません。
- ⑥今回または前回のチラシ等

申請方法は2通りあります。

### 1.オンライン申請

来庁不要で、24時間いつでも申請ができます。

※システム経由で切手代金（84円）を頂戴いたします。

### 2.郵送もしくは持参

承諾書を郵送いたしますので、同時に84円切手1枚を同封（持参）してください。

<宛先>

〒857-8585

佐世保市八幡町1-10 佐世保市文化国際課宛て

-----文化国際課内で審査を行います-----

【2】 後援が決定した場合

後援願の住所へ後援承諾書と事業終了報告書(様式2)を郵送いたします。

（後援不可の場合は後援願の電話連絡先に電話で連絡いたします。）

※賞状の交付は名義後援の事業のみとなります。詳細は別途お問い合わせください。

## 事業終了報告（事業終了後1か月以内に）

【3】 必ず事業終了報告書(様式2)を、下記添付書類とともにご提出ください。（押印は不要です）

添付資料：当日配布のチラシ、資料等

提出方法は3通りあります。

1.メールでの送付

データを<bunkak@city.sasebo.lg.jp>までお送りください。

2.オンライン申請

来庁不要で、24時間いつでも申請ができます。

3.郵送もしくは持参

下記まで郵送（持参）ください。

<宛先>

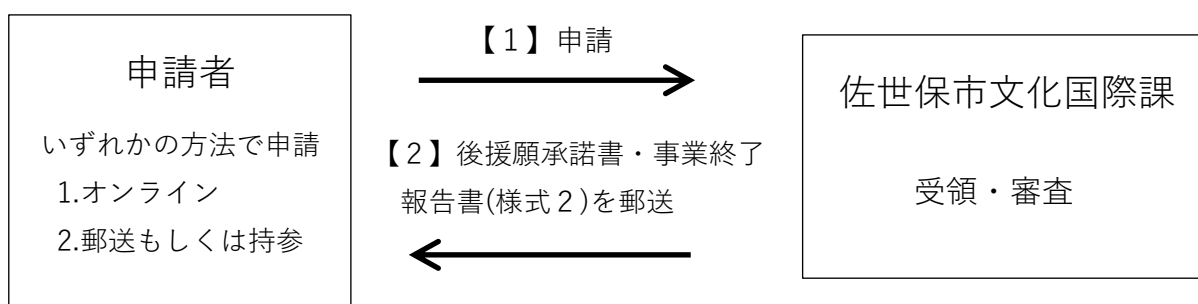
〒857-8585

佐世保市八幡町1-10 佐世保市文化国際課宛て

※事業終了報告書の提出がなかった場合は、以後の後援申請を受け付けない場合がありますので、忘れずに報告してください。

////////////////////////////////////申請から完了までの流れ////////////////////////////////////

申請（事業開催、1か月前までに）



事業終了の報告（事業終了後、1か月以内に）

